

受けよう!

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査(以下「特定健診」)は、40歳から74歳までの方が年に1回ご自身の健康を確かめる方法です。

組合員の方は勤務先で受ける事業主健診が特定健診の代わりになります。被扶養者の皆様には共済組合から「健診のお知らせ」と「受診券」を5月にお送りしております。

特定健診・特定保健指導に

かかる費用は共済組合が負担しますので、

自己負担はありません。

被扶養者の皆様は、各市町村で行っている集団健診もしくは、共済組合が契約を結んでいる実施機関^{*}で特定健診を受けられます。

*実施機関は共済組合HPをご確認ください。

ホーム

特健特保・助成・検診
特定健康診査・保健指導

こんな方は特定健診を受けなくても大丈夫です

人間ドックを受検される方

人間ドックの検査項目には特定健診の項目が含まれています。特定健診を受ける必要はありません。

(人間ドックまたは特定健診のどちらか一方を助成します。)



パート先で健康診断を受けている方

パート先で受けた「健康診断の結果」と「問診票」を共済組合へ提出いただすることで、特定健診を受けたことになります。

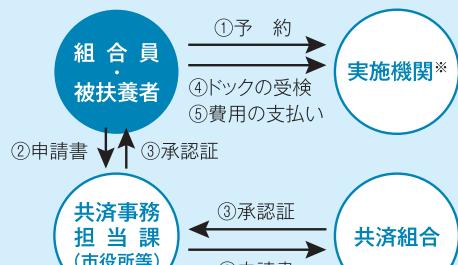


人間ドック・脳ドックを受けましょう!!

	従 来	平成30~32年度
日帰りコースの本人負担額	検査費用の3割+消費税	▶ 消費税のみ
1泊2日コースの本人負担額	検査費用の3割+消費税 ※(共済組合の助成限度額) ・1泊2日コースは上限4万円 ・PETコースは上限6万円	▶ 検査費用の1割+消費税 ※(共済組合の助成限度額) ・PETコースは上限7万円

人間ドック・脳ドック 受検の流れ

- ①実施機関^{*}へ検査日時、注意事項の確認、予約
- ②「人間ドック検査承認申請書」「脳ドック検査承認申請書」を共済事務担当課へ提出
- ③共済組合より「人間ドック利用承認証」「脳ドック利用承認証」の交付
- ④人間ドック・脳ドックの検査日に上記交付書類と組合員証(保険証)を実施機関の窓口に提示
- ⑤検査費用を直接窓口で支払う



*実施機関は共済組合HPをご確認ください。

ホーム

特健特保・助成・検診
人間ドック・脳ドック

ぜひ、この機会に人間ドック・脳ドックを受けて、ご自身の健康管理にお役立てください。